

石川県公報

令和 8 年 7 月 10 日

第 1 3 9 2 3 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示			公 告		
○保安林の指定予定	(森林管理課)	1	○県道の供用の開始	(同)	3
○公有水面埋立ての免許	(水 産 課)	1	○特定調達契約に係る入札公告	(管 財 課)	3
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定	(同)	2	○入札公告	(デジタル推進監室)	5
○県道の供用の開始	(道路整備課)	3	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課)	6

告

示

石川県告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 7 月 10 日

石川県知事 山 野 之 義

- 保安林予定森林の所在場所
金沢市熊走町12、24、村廻21の8（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第240号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 8 年 7 月 10 日

石川県知事 山 野 之 義

- 免許年月日
令和 8 年 7 月 10 日
- 免許を受けた者の名称
石川県
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - 埋立区域
ア 位置

輪島市門前町鹿磯貳七50番から52番、貳参84番に至る間の土地に接する地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から⑧の地点までを順次結ぶ平均満潮位（D.L. +0.60メートル）における公有水面と陸域との境界線、⑧の地点から⑫の地点を結んだ線及び⑫の地点と

①の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：鹿磯漁港 第1防波堤 灯台（北緯37度17分26.8947秒、東経136度43分34.5206秒）

①の地点	基点から	339度36分49秒	274.48メートルの地点
②の地点	①の地点から	5度20分27秒	70.00メートルの地点
③の地点	②の地点から	79度09分53秒	91.23メートルの地点
④の地点	③の地点から	20度48分59秒	8.46メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	66度25分43秒	96.68メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	119度02分56秒	70.93メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	166度26分49秒	71.26メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	197度42分00秒	92.23メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	269度36分44秒	26.12メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	359度33分13秒	114.00メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	269度36分44秒	12.80メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	334度36分44秒	35.00メートルの地点

ウ 面積

18,032.14平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

輪島市門前町鹿磯貳七50番から52番、貳参84番に至る間の土地に接する地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：鹿磯漁港 第1防波堤 灯台（北緯37度17分26.8947秒、東経136度43分34.5206秒）

㊦の地点	基点から	337度56分24秒	194.69メートルの地点
㊱の地点	㊦の地点から	331度48分49秒	68.75メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から	2度57分44秒	89.07メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	24度19分09秒	164.44メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から	129度11分08秒	41.82メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	92度27分51秒	54.32メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	118度59分14秒	57.87メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から	119度08分53秒	104.13メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から	131度31分20秒	30.56メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から	180度27分12秒	65.33メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から	203度52分34秒	112.95メートルの地点

ウ 面積

72,695.63平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地、道路用地

石川県告示第241号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 8 年 7 月 10 日

石川県知事 山 野 之 義

佐々波

石川県告示第242号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和8年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年7月10日

石川県知事 山 野 之 義

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦 覧 場 所
清水小坂線	金沢市小二又町ニ 5 番 1 地先から 金沢市小二又町ホ116番 2 地先まで	令和8年7月10日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第243号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和8年7月11日から同月25日まで縦覧に供する。

令和8年7月10日

石川県知事 山 野 之 義

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦 覧 場 所
百海七尾線	七尾市万行町壱六42番 1 地先から 七尾市藤野町イ51番 2 地先まで	令和8年7月11日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告**特定調達契約に係る入札公告**

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和8年7月10日

石川県知事 山 野 之 義

1 調達内容**(1) 購入件名及び数量**

教育用コンピュータ 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和8年石川県告示第121号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品又はこれと同等の類似品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を令和8年8月4日（火）午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない（電子入札システムによる提出が難しい場合は、契約担当者からの指示に従うこと。）。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。）。

4 入札書の提出等

- (1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

石川県物品調達入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。
<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和8年8月28日（金）午前11時までに入札書を提出すること。

- (3) 開札の日時

令和8年8月28日（金）午後1時30分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日数を加算した期間）に仮契約書を

作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この物品の調達契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年石川県条例第6号）第3条の規定により、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会がこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Computers for school education according to specifications

(2) Delivery period

By 31 March 2027

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 28 August 2026

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 7 月 10 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

統合型 GIS サブスクリプションライセンス 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 8 月 31 日

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 提供するサービスが本件公告日時点において、他の地方公共団体または国において同規模以上かつ 1 年超の有償継続利用実績があること。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県行政庁舎 5 階 石川県総務部デジタル推進監室内

電話番号 076-225-1322

- (2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所において交付

- (3) 入札説明書の交付期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）から同月 20 日（月）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札の場所及び日時

令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 3 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県行政庁舎 5 階 石川県総務部デジタル推進監室内

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札金額の見積内訳書を求めに応じて提出できるようにしておくこと。
- (3) 入札者は、入札書を直接又は郵便（簡易書留に限る。）により提出しなければならない。テレックス、電報、テレコピー、電話その他の方法による入札は認めない。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和 8 年 7 月 13 日から同年 8 月 12 日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 7 月 10 日

石川県知事 山 野 之 義

事 業 名	地 区 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （ 面 的 集 積 型 ）	五間堂・中庄地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	能 美 市 産 業 交 流 部 農 林 課